

昭和54年商業統計調査

指定統計 第23号 商業調査票乙

(個人用)

昭和54年6月1日



票	番	産	業	分	類

市区町村番号	基本調査区番号	商業調査区番号	商店番号	大規模店舗内

1. 記入に当たっては、別紙の記入注意をよく読んでください。
 2. この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所(店舗)だけについて記入してください。
 3. 〇欄は商業統計調査員又は市区町村、◎欄は都道府県又は市区町村、□欄は都道府県で記入してください。

通商産業省

1. 商店名及び所在地 電話() 局 番

フリガナ

商店名

所在地()

都道府県	市区郡	区町村	丁目	番地	号
				ビル	階

2. 商店の本支店別

あてはまる番号を○でかこんでください。

1. 単独店(支店を持たない商店)
2. 本店(支店を持っている商店)
3. 支店

3. 商店の開設年

(1) あてはまる番号を○でかこんでください。

2. 昭和20年~50年 ⇨ 昭和 [] 年
3. 昭和51年以後 ⇨ 昭和 [] 年 [] 月

4. 営業形態

1. セルフサービス店(セルフサービス方式を売場面積の50%以上採用しているもの。)
2. 製造小売店
3. 割賦販売店(製造小売店を除く。)
4. 1.2.3.以外の小売店

5. 売場面積 (1) 小売業のみ記入してください。

[] 千 [] 百 [] 十 [] 一 平方メートル

(2) 単位は平方メートルで記入してください。(坪を平方メートルに換算する場合は3.3を掛けて計算し、端数は四捨五入してください。)

6. 従業者数

昭和54年6月1日現在、主としてこの店の業務に従事している従業者の数を記入してください。

区 分	男(人)		女(人)		計(人)	
	百	十	百	十	百	十
ア. 個人事業主及び家族従業者						
イ. 常時雇用従業者						
ア.イの合計						

7. 年間商品販売額

(1) 昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの1か年間の販売額を記入してください。
 (2) 本店の場合は本店分のみ販売額を記入してください。
 (3) 本支店間の商品振替分は「卸売」として記入してください。
 (4) 商品名、分類番号は申告用「商品分類表」によって、金額の多いものから順に記入してください。

分類番号	商品名	卸売・小売のうちあてはまる方を○でかこんでください。	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
		(卸売・小売)							
		(卸売・小売)							
		(卸売・小売)							
		(卸売・小売)							
		(卸売・小売)							
		(卸売・小売)							
合 計									

8. 修理工料、サービス料、仲立手数料の収入額

昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの1か年間の収入額を記入してください。

業 務 内 容	十億	億	千万	百万	十万	万円

9. 商品手持額

昭和54年6月1日現在の手持額を記入してください。
 製造小売の商品については、その原材料及び半製品を含めます。

	十億	億	千万	百万	十万	万円

10. 来客専用駐車場の有無

(1) 小売業のみ記入してください。
 (2) あてはまる番号を○でかこんでください。

1. 有 ⇨ 収容台数 [] 千 [] 百 [] 十 [] 一 台

2. 無

備 考

申告者の記名及び押印

6. この調査票は、調査員に二部提出してください。一部は都道府県に、一部は通商産業省に送付され、それぞれ厳重に保管されます。

5. この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により固く禁じられています。

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の説明とこの説明書及び商品分類表を参照しながら記入してください。

一般事項

1. 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りように記入してください。
2. 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
3. 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、斜線を引かないで、空欄にしておいてください。
調査事項の欄の一部に該当があって、他は余白になる場合には「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

1. 商店名及び所在地

商店名は、略称でなく、正規の名称を記入してください。原則として商号又は屋号を記入しますが、それがない場合は事業主（経営者）の氏名を記入してください。

3. 商店の開設年

- (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。
- (2) 支店の場合は、本店の開設年でなく、この支店の開設された年を記入してください。

4. 営業形態

小売業の商店は、次の営業形態のうち、あてはまるもの一つを選んでその番号を○でかこんでください。

(1) 「1. セルフサービス店」

セルフサービス店とは売場面積のうち50%以上について、(ア)あらかじめ包装され、値段が付けられている商品を、(イ)店に備えてあるバスケットなどにより、客が自分で取り集め、(ウ)売場の出口などに設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売店をいいます。

(2) 「2. 製造小売店」

製造小売店とは、自店内で製造した商品を主として、その場所で個人用又は家庭消費用に小売する商店をいいます。

(3) 「3. 割賦販売店」

割賦販売店とは、年間商品販売額の総額の50%以上について割賦販売（購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売すること）を行っている小売店をいいます。

なお、「ローン」販売もここに含めます。

ただし、「割賦販売」を行っていても、その商店が「製造小売店」（家具製造小売など）である場合は上記(2)「製造小売店」に○を付けてください。

(4) 「4. 1、2、3以外的小売店」

1、2、3以外的小売店とは「セルフサービス店」、「製造小売店」、「割賦販売店」以外的小売店をいいます。

5. 売場面積

- (1) この商店が商品を販売するために使用している延床面積数を記入してください。
- (2) 売場面積には、ショーウィンド、及び、売場間の通路は含め、事務室、倉庫、配送所及び自動車、植木、石材などの屋外展示場、観賞魚の養魚池などは除いてください。
- (3) 自店内で製造した商品を販売している小売業者（製造小売業）の場合は、商品を製造するための作業所及び薬局の調剤室の面積は除いてください。
- (4) 卸売業者、ガソリンステーション及び自動車小売業は記入の必要はありません。

6. 従業者数

- (1) 従業者とは昭和54年6月1日（又はこれに最も近い給与締切日）現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。

なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。

- また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けなかった者は在籍者であっても除きます。
- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって毎月一定の給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。

- (3) 「常時雇用従業者」とは一定の期間を定めないうで、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。事業主の家族であっても給与を支払われている者はここに入ります。また、昭和54年4月、5月のそれぞれの月において18日以上雇用した臨時の者を含めます。

7. 年間商品販売額

- (1) 分類番号及び商品名

ア. 商品名は、別紙の商品分類表に記載された大字の名称によって、小売したときは小売部門の商品名を、また、卸売したときは、卸売部門の商品名を分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。

イ. 取扱商品（商品分類表の商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年の販売額の多いものから順に記入してください。調査票記入欄に記入しきれない場合は補助紙を継ぎ足して記入するようにしてください。

なお、販売額が少ない商品については総額の一割を超えない限度で一括して便宜上「その他」という名称で最後の欄に記入し卸売の場合は「41999」、小売の売合は「49999」の分類番号を付しても差し支えありません。

ウ. 取扱商品がこの分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）を記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。

(2) 年間商品販売額

年間商品販売額は、昭和53年6月1日から昭和54年5月31日までの実績を記入してください。なお、この期間の実績によることが困難な場合は最寄りの決算日前1か年間の業績でも差し支えありません。

なお、次の場合も販売金額を含めます。

ア. 自企業内の本支店間又は支店相互間で、帳簿上商品の振替えを行った場合の振替仕切額

(注)この場合は「卸売」として記入します。

イ. 他から商品販売の委託を受けている場合は、その受託品の販売額

ウ. 自店内で製造した製品を小売し、併せて、卸売（製造卸）も行っている場合の卸売販売額

(注)土地、家屋などの不動産及び株券、商品券、宝くじなどの有価証券の売買は年間商品販売額に含めないでください。

(3) 卸売、小売の区分

「卸売」とは小売業又は他の卸売業に商品を販売した場合をいいます。

なお、次の場合も「卸売」となります。

ア. 鉱工業、建設業、運輸通信業、サービス業（ホテル、病院、理容所、学校など）、官公庁又はその他の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売した場合。

イ. 業務用に主として使用される商品（事務用

機械及び家具・病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農機具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら）などを販売した場合。

「小売」とは個人用又は家庭用消費のために商品を販売した場合及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売した場合をいいます。

(注)小売商であっても、例えば酒類小売商が飲食店に酒類を業務用に販売したような場合は「卸売」となりますので、一般家庭への小売分は「45211酒・調味料(小売)」、飲食店への卸売分は「40531酒類(卸売)」のようにそれぞれ分けて記入してください。

8. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は商品販売の仲立を行っている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には例えば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」のように具体的に記入してください。

9. 商品手持額

商品手持額欄には調査日（昭和54年6月1日）現在でこの店が販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売業の場合は原材料、半成品を含めます。）の総額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在によっても差し支えありません。商品手持額は次のように記入します。

- (1) 商品手持額の評価は原則として仕入原価によります。
- (2) 営業倉庫又は他の場所にある自家用倉庫、置場などに保管してある商品あるいは買入れた商品が輸送中か又は売手の手元にある場合、又は試用販売のため、一般家庭などに保管を依頼した商品なども商品手持額に含めます。
- (3) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この商店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額には含めません。

10. 来客専用駐車場の有無

- (1) この商店に来客専用の駐車場が有るか無いか、有れば、収容台数を記入してください。
なお、業務用と来客専用の併用は含め、業務用のみは含めません。
- (2) 駐車場の場所を他から借りているもの、また、駐車料金が有料であっても含めます。